

一般社団法人座間味村ホエールウォッチング協会自主ルール

平成3年3月制定
平成9年2月1日改正
平成15年1月30日改正
平成26年1月29日改正
平成28年3月23日改正
令和4年12月6日改正

1 目的

このルールは、座間味村周辺海域においてホエールウォッチングを行う際に、大切な自然資源である

鯨類の行動を妨げないと共に、ザトウクジラの繁殖海域を保護することを目的として、一般社団法人座

間味村ホエールウォッチング協会(以下、協会)が自主的に制定する。

2 ホエールウォッチングボートとルールの拘束関係

- (1) 協会会員ボートは、以下のルールを守る義務を有する。
- (2) 協会会員以外のボートには、以下のルールを守るよう協力を求める。

3 ルール適用海域

このルールは、座間味村各島沿岸10マイル以内の海域において適用する。

4 ルール適用鯨類

このルールは、ヒゲクジラ亜目及びマッコウクジラに適用する。

5 船舶(ヨット・カヌー等の無動力船を含む)ルール

- (1) 減速水域:対象鯨より300m以内を減速水域とし、以下のルールに則る。

- 1 ホエールウォッチングボートは減速して接近する。
- 2 対象鯨の進行方向を妨げるような操船をしてはならない。
- 3 その他、現在進行している行動を妨げるような操船をしてはならない。

- (2) 制限水域:対象鯨より100m以内を制限水域とし、以下のルールに則る。

- 1 ホエールウォッチングボートはこの水域内では急発進、急旋回など急激な操船をしてはならない。
- 2 対象鯨から接近してきた場合は、停船状態とし、制限水域から脱するまでこの行動をとる。

- (3) 時間の制限:ホエールウォッチング時において、ウォッチングボートは以下のルールに則る。

- 1 1頭または1群の鯨に対してウォッチングボートは2時間を越えてはならない。
- 2 親子鯨に対しての制限時間は、ウォッチング船全体で午前・午後それぞれ1時間以内と

する。

(4) 「母子クジラのサンクチュアリ」の設定。

1 区域内の規制事項:「母子クジラのサンクチュアリ」の区域内においては、船からのホエールウォッチングは禁止とする。但し、調査を目的とした調査船は可能とする。その場合、調査船は「調査船

旗」を掲げるものとする。

2 設定区域:座間味島阿真シル西～嘉比島西～嘉比島南～安慶名敷島南～安室島漁礁ブイ～安室島を

結んだ区域。※別紙参照

(5) その他禁止行為:適用海域全域に於いて、以下のルールに則る。

1 海面遊泳を含めた、海中でのウォッチングをしてはならない。

2 海中に鯨類の鳴音及び類似音を発してはならない。但し船舶が発する通常の動力音は、この限りで

はない。

6 特例規定

非営利で、教育・調査・研究等で上記ルールによらず対象鯨類に接近する場合は、事前に計画書を提出し、

協会の許可を受けなければならない。尚、特例許可船は、所定の特例旗を掲げることとする。

7 その他

その他、必要な事項は協会規則委員会において定めるものとする。

